

急告

お急ぎください！  
設備の検討は今がチャンスです

H24年3月末まで

平面研削盤が「エネ革税制」対象製品として認可されました！  
～平成24年3月31日までの取得で優遇措置対象となります～

● 該当機種

GS-BMH  
GS-BMHF

GS-BMHL  
GS-BMHFL

GS-52PF  
GS-63PF  
GS-64PF  
GS-65PF



GS-45MR  
GS-45HR  
GS-45FR

GS-45ML  
GS-45HL  
GS-45FL



期日までに設置をされますと、特別償却、税額控除の対象となります。  
ユーザーは税務申告の際、所轄の税務署の確定申告等に証明書を添付して申告します。  
期間中納入された機械につきましては、弊社より証明書を発行させていただきます。

エコ革税制につきましては2ページ目をご覧ください

【お問合せ先】

黒田精工株式会社

機工・計測システム事業部

本社営業課

TEL 044-555-3860

名古屋支店

TEL 052-771-4211

仙台営業所

TEL 022-224-0541

大阪支店

TEL 06-6304-8844

**KURODA**

## 【エネ革税制について】

### 高効率複合研削盤

外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削のうちいずれか二つ以上の研削を行う機構を有するもので、高効率モーターにより主軸を駆動させるもの及びインバーター方式による油圧制御装置、電気制御による駆動装置又は熱変位補正制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限る。

### 適用を受けることができる者

確定申告書を提出する法人及び個人が「エネ革税制」の対象設備を適用期間内（平成4年4月1日から平成24年3月31日まで）に取得し、その後1年以内に事業の用に供した※場合。

※「事業の用に供する」とは、当該対象設備の購入者が本来の用途、用法に従い、現実使用を開始したことを指します。

実際には、当該対象設備の性質、購入契約における引き渡し条件、置かれている条件を考慮し、個別に税務署が判断します。

### 優遇措置

対象設備（新品に限る）を適用期間内に取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合、次のいずれかが選択により認められます。

#### 【1】特別償却

普通償却のほかに、取得価格※の30%相当額を償却額として、必要経費または損金に算入することができます。

ただし、当期に償却不足額がある場合は、翌年度に限り、その不足分を償却することができます。

平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得された機械は取得価格の**全額（100%）**を償却額として、必要経費または損金として算入することができます。

#### 【2】税額控除（中小企業者などに限る）

当期税額の20%相当額を限度とし、取得価格の7%相当額を税額控除することができます。

ただし、控除限度超過額については、翌年度に限り、繰り越すことができます。

※設備導入のため必要となった工事代・運送代も含まれます。

※詳しい内容は、下記のHPをご参照ください。

<http://www.enecho-shoeneho.jp/#support/enekaku.html>